

令和4年4月1日

社会福祉法人大垣市社会福祉事業団

女性活躍推進法に基づく行動計画

当事業団では、「男女職員の仕事と生活の調和を応援すること」を経営理念の一つとし、全職員が活躍でき仕事と家庭の両立できる職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

2 計画内容

- ◆目標1 正規男性職員の平均継続勤務年数に対する正規女性職員の平均継続勤務年数の割合を78%以上にする。

【目標を達成するための方策と実施時期】

- | | |
|--------|---|
| 4年4月 | 女性活躍推進委員会を立ち上げる。 |
| 毎年 | メンタルヘルス、ハラスメントの研修を開催する。 |
| 4年10月～ | 全職員を対象に育児、介護関係制度に関する調査を年1回実施する。 |
| 5年4月～ | 仕事と家庭の両立やキャリア形成に関する不安の解消に向けた出産前後の個別相談支援を実施する。 |
| 5年10月～ | 育児休業及び介護休業から復職者に対し、上司、人事担当者による面談を実施する。 |